

第5章 施設からの排出

事業者が除去物を施設から排出する方法について示す。

5.1 石綿含有製品の一時保管及び廃棄

事業者は、石綿含有製品を一時保管及び廃棄するときには、製品自身の発じん性によって処理方法が異なるので製品に応じた適切な処理方法とすること。

1. 作業レベル1の製品（吹付け材）
2. 作業レベル2の製品（保温材等）
3. 作業レベル3の製品（不定形耐火材、繊維強化セメント板等）
4. その他の製品（ガスケット類等）

【解説】

1. 作業レベル1の製品（吹付け材）は「廃石綿等」に該当し、特別管理産業廃棄物として処理する。
 - (1) 除去した吹付け材の一時保管及び搬出・処理については、石綿則に基づくものの他、廃棄物処理法及び都道府県等地方自治体条例による規制があるので、適正に対応すること。
 - (2) 石綿廃棄物の一時保管に際して講ずる措置
 - 一時保管場所は一定の場所に設定する(石綿則第32条)。
 - 荷崩れや他の廃棄物との混同を防止するための囲いを設ける。囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
 - 飛散、流出、地下浸透を防止する。
 - 集積した廃棄専用プラスチック袋の全体をシート等で覆う。
 - (3) 一時保管の表示
 - 一時保管場所の見やすい位置に、縦横60cm以上の大きさの掲示板を設置する。
 - 掲示内容
 - ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - ・ 特別管理産業廃棄物の廃石綿等であること
 - ・ 廃石綿等の保管量(廃棄専用プラスチック袋の数等)
 - ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び連絡先(電話番号等)
 - ・ その他、取扱い上の注意点
 - (4) 一時保管場所の管理
 - 管理は特別管理産業廃棄物管理責任者が行う。
 - 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物処理法に則り当該事業者が選任する。
 - 特別管理産業廃棄物管理責任者は、事業場ごとに専任の者とする。
 - (5) 作業場からの搬出
 - 廃石綿等を作業場から外部へ搬出するときは廃棄物処理法等に則り、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処理する。
 - 吹付け材の除去作業に使用した、廃棄する隔離用養生シート、保護衣、保護具等も「廃石綿等」として処理する。

特別管理産業廃棄物の許可業者(収集運搬・処分)に処理を委託する。

「廃石綿等」を運搬するときは、他の廃棄物と混載せず、特別管理産業廃棄物の処理施設に直送する。

「廃石綿等」搬出に際しては「建設系廃棄物マニフェスト」を使用し、作業所(工事事務所等)で所定の帳票を保管する。

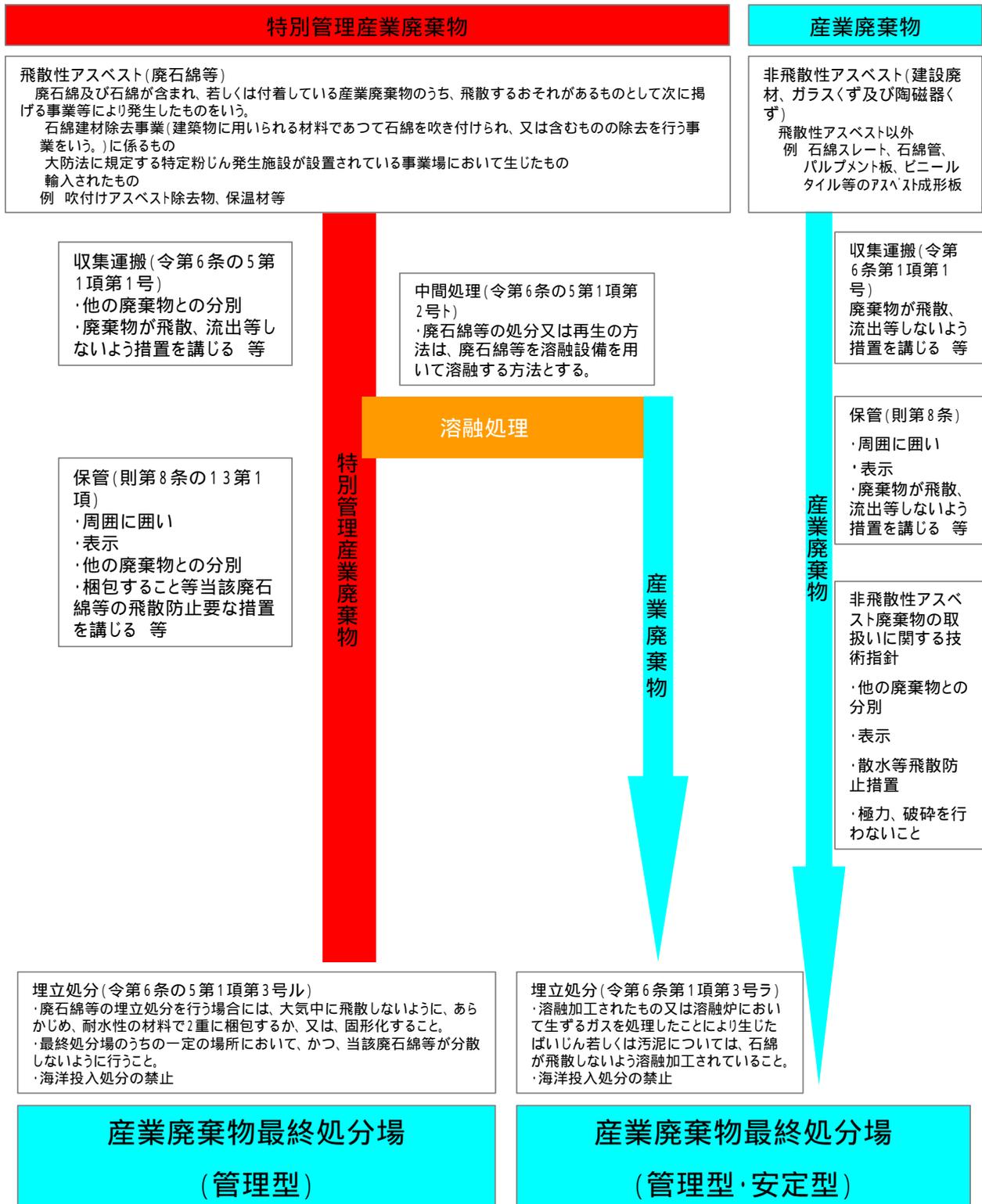
2. 作業レベル2の製品(保温材等)は「廃石綿等」に該当し、特別管理産業廃棄物として処理する。処理方法は1.と同様とする。
3. 作業レベル3の製品(不定形耐火材、繊維強化セメント板等)は産業廃棄物として処理する。廃棄に際しては、「非飛散性アスベスト廃棄物」として取り扱うものとする。
 - (1) 撤去した不定形耐火材、繊維強化セメント板等の廃棄物を現場で一時保管するときは、常に湿潤状態にして全体をシート等で覆うなど、石綿が飛散しないような措置を講ずること。
 - (2) 一時保管場所は一定の場所を指定し、見やすい位置に掲示板を設置すること。
 - (3) 一時保管場所は管理責任者が管理すること。
 - (4) 産業廃棄物の許可業者(収集運搬・処分)に処理を委託する。委託契約の際には非飛散性アスベスト廃棄物であることを明記すること。
 - (5) 「非飛散性アスベスト廃棄物」を運搬するときは、他の廃棄物と混載せず、産業廃棄物の処理施設に直送する。
 - (6) 「非飛散性アスベスト廃棄物」搬出に際しては「建設系廃棄物マニフェスト」を使用し、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「非飛散性アスベスト廃棄物」である旨を記載し、作業所(工事事務所等)で所定の帳票を保管する。
4. その他の製品(紡織品、耐磨耗性製品、ガスケット及びパッキン、電気絶縁材、耐熱耐食性樹脂配管等)は産業廃棄物として処理する。

廃棄物の収集・運搬及び処分については廃棄物処理法に規定の基準に従い、適切に処理すること。不定形耐火材、繊維強化セメント板等の処理方法に準じることが望ましい。

建設物の解体等に伴う、石綿廃棄物が今後大量に発生すると見込まれることから、これを安全かつ円滑に処理するために、平成18年2月に廃棄物処理法が改正され、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」の新たなルートが設けられることになった。

石綿産業廃棄物処理の概要を図5-1-1に示す。

＜アスベスト廃棄物処理フロー＞



注：令は廃棄物処理法施行令、則は廃棄物処理法施行規則を表す

図 5-1-1 石綿産業廃棄物処理の概要

5.2 機器類等の排出

事業者が機器類等を排出するときは、機器類等からの石綿飛散を防ぐ方法で行うこと。

【解説】

- (1) 解体等工事において、機器類等で石綿含有製品の使用が確認されたら、当該排出物となった機器を分解せず、そのままの状態で排出するなど、石綿を飛散させないようにして排出すること。
- (2) 排出する機器に「石綿」の表示をし、他のものと区別ができるようにすること。
- (3) 有価物として再利用するために売却する場合は、石綿を含有していることを通知の上、石綿含有製品を適正に処理できる業者へ売却すること。
- (4) ガasket類で、事前除去が不可能な場合は、上記(1)～(3)の処置と同様にすること。